

(別表2)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

(平成22年5月25日から適用)

1 会費の徴収基準

会費の種類は、平等割、差等割及び特別会員割の3種類とする。

(1) 平等割 5,000円

(2) 差等割 個人規模割、法人企業割とする

個人規模割

商 業	工 業	口 数	金 額
経営者本人と従事者1名までの事業所		2口	2,000円
2人まで	2人まで	3口	3,000円
3～5人まで	3～5人まで		5,000円
6～8人まで	6～10人まで		10,000円
9～11人まで	11～15人まで		15,000円
12～15人まで	16～20人まで		20,000円
16人以上	21人以上		25,000円

(従事者とは、家族専従者及び雇用保険適用可能者をいう)

法人企業割

資本金	300万円未満	10,000円
資本金	300万円～500万円未満	15,000円
資本金	500万円～1,000万円未満	20,000円
資本金	1,000万円～2,000万円未満	25,000円
資本金	2,000万円～3,000万円未満	30,000円
資本金	3,000万円～5,000万円未満	35,000円
資本金	5,000万円以上	40,000円

但し、町外に本店がある営業所、出張所、支店等については、法人企業割の1/2とする。

(特別会員該当者を除く、会費は、平等割と差等割を加算した金額を年会費とする。)

特別会員割

資本金	5,000万円未満	50,000円
資本金	5,000万円～1億円未満	60,000円
資本金	1億円以上	70,000円

2 会費の払込方法

(1) 会費は、毎年6月・10月の2回に分けて納入する。

(2) 現金又は銀行振り込みにより行う。

3 会費の納期

第1回 6月25日 第2回 10月25日

途中加入者は、随時商工会より納入日を指定する。

4 その他

(1) 定款会員及び賛助会員の会費は、理事会で協議決定する。

(2) 途中加入の場合、加入承認月より月割りとする。

(3) 会費の見直しは、必要に応じて行う。